○防衛省令第十二号

防衛省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第三項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。 **別表第八そのニ**（第八十八条関係） 国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類 艦船等国籍証書 第　号 名　称 船　質 全　長 最大幅 喫　水 排水量 機関の種類及び数 搭載人員 本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。 平成　年　月　日 日本国政府防衛省　印 備考 一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。 二　陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて総トン数」と記載するものとする。 三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。 四　この書類の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。	（船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第二項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。 **別表第八そのニ**（第八十八条関係） 国の所有に属する有機力支援船に備え付ける書類 艦船国籍証書 第　号 名　称 船　質 全　長 最大幅 喫　水 排水量 機関の種類及び数 搭載人員 本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。 平成　年　月　日 日本国政府防衛省　印 備考 一　排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。 二　この書類の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。